

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク
環境保全活動支援事業募集要項

1. 目的

2017年6月、大分県と宮崎県にまたがる祖母・傾・大崩山系とその周辺地域がユネスコエコパークに登録されました。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは、急峻な山岳地形や美しい渓谷など、独特の景観美と原生的な自然が広がり、照葉樹林から夏緑樹林までの幅広い植生が見られるほか、ニホンカモシカなどの希少動植物の宝庫となっています。

また、人が生活を営んでいる移行地域においても、生物多様性の高い二次林や棚田などが点在していることが知られています。このような移行地域に点在する生物多様性の高い地域の学術的理解と保全は、移行地域全体の生態系サービスを高める上で不可欠です。

そこで、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク環境保全・人材育成部会では、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動支援事業」を実施しています。本事業は、補助金の交付を通じてエリア内における環境保全活動を促進するとともに、自然環境の持続的な利活用による地域の発展や、次世代の担い手の確保・育成に資することを目的としています。

さらに、本事業を公募形式で実施することで、地域における環境保全への意識の醸成と人材育成の推進を図っています。

2. 補助対象事業

対象となる事業は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内の団体がエリア内で実施する上記の目的に合致する環境保全活動で、下記のいずれかに該当するものとします。

(1) 自然環境整備

森林、里地里山等の整備や自然環境保全につながる清掃、美化活動
ユネスコエコパークの周遊、案内につながるもの

(2) 動植物の保護

希少な動植物や特定の地域のみに生息する動植物の保護及び調査研究
※ただし次に該当する事業は対象になりません。

- ・本補助金以外の助成を受ける事業
- ・営利を目的とする事業
- ・本補助金事業の目的に合致しない事業

(3) 普及啓発

地域内外への普及啓発や情報発信

(4) 文化継承

郷土の自然や文化を学ぶ機会の創出、伝統芸能等の継承

(5) ツーリズムの振興

自然体験や自然の持つ癒やし効果を軸とするツーリズムの振興

(6) その他

その他、部会長が認める活動

3. 補助対象

(1) この事業において対象となる者は、上記の取り組みを行う祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内の団体とし、法人格の有無、組織形態は問わず、特定非営利活動法人、株式会社、任意団体等を対象とします。

(2) ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象外とします。

①宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体等

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等

4. 補助金の額

1 団体につき 10 万円を上限とします。ただし補助対象経費が 10 万円に満たないときは、その額を上限とします。

5. 募集期間

令和8年6月19日（金）～令和8年7月31日（金）（土日祝日を除く 8:30～17:00）

ただし、採択された環境保全活動の補助金額の合計が補助金の総額に達しないときは、再募集を行う場合があります。

6. 応募方法

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク環境保全活動支援事業費補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（第1号様式）に下記の書類を添付のうえ郵送にて事務局へ提出するものとします。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 積算の算定根拠が確認できる設計書または見積書等

(4) 誓約書

(5) その他部会長が必要と認める書類

7. 選考

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク環境保全・人材育成部会において選考の上、通知するものとします。

8. 活動成果の取扱い

本事業による活動成果については、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会及び協議会内の各機関においてエリア内の住民等に広く周知するため、広報に使用するものとします。

9. 申し込み・問い合わせ先

(提出先) 〒882-1192 宮崎県高千穂町大字三田井 13
高千穂町総合政策課（電話番号：0982-73-1260）